

事業計画書

1 申請者	氏 名 :			
2 補助対象物件	土 地	地名地番	弘前市大字	
		地 目		
		地 積	m ²	
	建 物	構造・用途	造 階建て 用途 :	
		延床面積	m ²	
3 補助対象経費	区 分		金 額（消費税等を除く。）	
	<input type="checkbox"/> (A) 空き家の購入費用（敷地を含む）		円	
	<input type="checkbox"/> (B) 空き地・解体更地渡しの土地の購入費用		円	
	<input type="checkbox"/> (C) 空き家の賃借費用（3年分）		円	
	<input type="checkbox"/> (D) 空き家の解体費用		円	
	<input type="checkbox"/> (E) 動産の廃棄費用		円	
4 交付申請額算定 (A) 補助対象経費に2分の1を乗じた額又は限度額のいずれか少ない額を「5 交付申請額」へ記入	<input type="checkbox"/> (A) 空き家の購入費用			
	補助対象経費	補助率	千円未満切り捨て	
	円	1/2	円	
	限度額			
	<input type="checkbox"/>	一般枠	200,000 円	
<input type="checkbox"/>	一般枠・長期登録物件 一般枠・移住者 子育て枠	300,000 円		
<input type="checkbox"/>	一般枠・移住者・長期登録物件 子育て枠・長期登録物件 子育て枠・移住者	400,000 円		
<input type="checkbox"/>	子育て枠・移住者・長期登録物件	500,000 円		

4 交付申請額算定

(B) (C) (E)

補助対象経費に2分の1を乗じた額又は限度額のいずれか少ない額を「5 交付申請額」へ記入

(D)

補助対象経費若しくは、国土交通大臣が定める標準除却費（補助事業を行う年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する除却工事費）のいずれか少ない額に2分の1を乗じた額又は限度額のいずれか少ない額を「5 交付申請額」へ記入

□(B) 空き地・解体更地渡しの土地の購入費用

補助対象経費	補助率	千円未満切り捨て
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 1/2	<input type="text"/> 円

限度額

- 一般枠 300,000 円
- { 一般枠・長期登録物件
一般枠・移住者
子育て枠 } 400,000 円
- { 一般枠・移住者・長期登録物件
子育て枠・長期登録物件
子育て枠・移住者 } 500,000 円
- 子育て枠・移住者・長期登録物件 600,000 円

□(C) 空き家の賃借費用

補助対象経費	補助率	千円未満切り捨て
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 1/2	<input type="text"/> 円

限度額

- 一般枠 250,000 円
- { 一般枠・長期登録物件
子育て枠 } 350,000 円
- 子育て枠・長期登録物件 450,000 円

□(D) 空き家の解体費用

補助対象経費

円 …①

延べ面積	国土交通大臣が定める標準除却費
<input type="text"/> m ²	<input type="text"/> 円/m ²
×	≡
<input type="text"/> 円…②	

①又は②のいずれか少ない額	補助率	千円未満切り捨て	限度額
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 1/2	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 500,000 円

□(E) 動産の廃棄費用

補助対象経費	補助率	千円未満切り捨て	限度額
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 1/2	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 50,000 円

5 交付申請額	円			
6 購入予定日（空き家・空き地・解体更地渡しの土地の購入の場合）	令和	年	月	日（売買契約予定日を記入）
7 解体工事予定期間（空き家の解体の場合）	令和	年	月	日から令和 年 月 日まで
8 動産廃棄予定期間（動産の廃棄の場合）	令和	年	月	日から令和 年 月 日まで
9 補助事業完了後に同居する同居者（解体、動産廃棄の場合は記入不要）	続柄	氏名	年齢	生年月日
	本人			

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

担当及び提出先：建設部建築指導課 電話：40-0522